

社会福祉法人 ゆうわ会の障害者雇用に関する取組等

- ・ 理解促進・啓発の充実

法人内において、メンターの役割を担う職員22名に対する研修の中で、対人援助（ケースワーク）を例にして、障害特性に応じた、必要となる支援内容について講義を行い、障害者雇用の理解促進を図った。（メンター研修の内の1コマとして実施。）

- ・ 障害者の職場実習生の受け入れ

毎年、鶴南特別支援学校の生徒の職場実習生を受け入れている。その際に、担当者を配置し、職務指導や相談支援を実施している。実習では、障害特性に合わせた作業内容を体験してもらった。

- ・ 障害者雇用に関するセミナー講師の派遣

「長崎県障害者雇用のつどい」や、「長崎県相談支援専門部会」において、障害者雇用に関するセミナー講師を派遣し、障害者の就労支援についてや、障害者就業・生活支援センターの業務について講義を行った。

- ・ 実雇用率が法定雇用率の3倍以上

令和4年6月1日時点における常用雇用労働者数は246.5人、雇用障害者数は20.5人であり（うち身体障害者：6.0人、知的障害者：8.5人、精神障害者6.0人）、実雇用率は9.34%となる。（法定雇用率は2.3%）

- ・ 過去3年間に雇い入れた障害者の雇入後6か月（及び1年）経過時点の定着率が90%以上（及び80%以上）

過去3年間に雇い入れた障害者は1名であり、定着率は100%である。

- ・ 勤続年数が10年以上の障害者が半数以上

7名中4名（実人員。A型利用者を除く。）が勤続年数が10年以上であり、最

も勤続年数が長い従業員については、勤続年数が16年となっている。

- ・ 人事に関する処遇が優良

申請日時点で1名の障害者を主任として雇用しており、配置している部署の現場責任者としてリーダー的役割を担っている。

- ・ 賃金に関する処遇が優良

障害者従業員7名中4名の平均賃金が、最低賃金より1割以上高い。